

# 業 務 仕 様 書

## 1 件名

令和7年度戦略的情報発信プロジェクト推進業務

## 2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

## 3 事業目的

愛媛県では、平成31年度から統一コンセプト「まじめ」を設定し、全国に浸透させることで、本県の認知度を向上させるとともに、「まじめ」を切り口に本県の素晴らしい魅力を全国に届ける「まじめえひめプロジェクト」を展開している。

本業務は、プロモーションのターゲットを「若者」に設定し、デジタルとリアルの両軸で戦略的にプロモーションを展開することで、「若者が“まじめ”に活躍する愛媛県」のイメージを定着させ、人口減少対策に広報プロモーションの分野からアプローチするとともに、愛媛県の認知度向上、ひいては地域経済の活性化につなげることを目的とする。

## 4 業務概要

受託者は、若者が参画する情報発信プロジェクトチームの組成・運営、デジタルとリアルの両軸での情報発信の展開、効果分析・検証など、統一コンセプト「まじめ」の浸透や愛媛県の認知度向上に繋がるプロモーションを通年で実施すること。

具体的な実施内容については、企画提案のあった内容をもとに愛媛県と協議の上、別途委託契約書に定める「業務計画書」において、事業スキームや事業スケジュール等を盛り込んだうえで決定するものとする。

なお、本業務は、別記1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に基づき実施すること。

## 5 業務の対象

本業務のターゲットについては、10代から20代の若者を基礎とするが、具体的には、企画提案の内容を踏まえて、県及び受託者で協議の上、決定するものとする。

## 6 実施業務

### (1) 若者向け情報発信プロジェクトチーム（PT）の設置運営

若者（自治体職員・大学生等）が参画する情報発信プロジェクトチームを設置運営し、若者目線での情報発信策を企画する。

また、県内自治体等のプロモーション案件の情報集約体制、関係分野のアドバイザーによる伴走支援体制を構築し、発信のタイミングや手法等の助言・調整のほか、県全体としてのプロモーションの効率化と効果の最大化を推進する。

ア プロジェクトチームの構成

40名～50名程度を目安とする

イ アドバイザー

関係分野で知見のある専門家等を2名以上配置すること

ウ ミーティング

月1回以上、PTメンバーが参加するミーティングの場を設定すること  
(リアル・オンライン、いずれでの実施でも可)

うち最低年間2回はアドバイザーが参加し、対面で意見交換できる場を設定すること

エ 情報集約・事業ロードマップ作成

愛媛県内のプロモーション案件情報を集約・整理したうえで、事業の年間ロードマップを作成するとともに、発信のタイミングや手法等の助言・調整を行い、県全体としてのプロモーションの効率化と効果の最大化を図ること

オ 効果測定

アンケート調査等による事業全体の効果測定（統一コンセプトの認知度及び愛媛県推奨意欲指数を含む）を年1回行うこと

## (2) 若者向けコンテンツの制作（デジタルプロモーション）

上記（1）で検討した企画内容等を基に、WEBサイトにより統一コンセプトや愛媛の魅力を発信するとともに、動画等のコンテンツを制作・発信する。制作・発信にあたっては、SNS解析ツールによるトレンドや発信媒体の分析と効果検証を繰り返すことで、デジタル上に最適な情報配置を行い、スピーディかつ効率的に事業を展開する。

ア 発信媒体

Instagram、X、YouTube、TikTok など

イ 情報発信数

年間120回以上

## (3) 著名人起用したコンテンツ制作（デジタルプロモーション）

プロモーションのイメージアップやPR効果を高めるため、全国レベルで活躍する著名人を起用したコンテンツを制作し、SNS等で発信する。

ア 発信内容

- ・県内を周遊する動画を収録し、魅力を発信
- ・首都圏で収録した本県の魅力をPRする動画を発信
- ・地上波放送局との連携動画による本県の更なる認知度向上

イ 発信媒体

発信媒体は、フォロワー数、拡散力、共感度等を総合的に判断し、効果的なものを選択すること。なお、使用する媒体が複数になっても差し支えない。

ウ 著名人起用

起用する著名人は、1名、複数名は問わないが、若者がターゲットであることを踏まえ、既存のファン層等を基にロジックを整理すること

エ 発信回数

年間24回以上

#### (4) パブリシティ事業

統一コンセプトや愛媛の魅力や、マスメディア等を訪問して紹介し、メディアでの愛媛情報の露出を拡大する。

また、事業で制作したコンテンツ等について、WEBメディア露出を見据えた定期的なリリース配信を行い、マスメディアやSNSを通じた情報拡散を推進する。

##### ア 実施規模

- ・メディア等営業 年間12回程度（県職員が同行することがある）
- ・リリース配信 年間24回程度（月2回程度を想定）

##### イ 実施時期

通年実施

### 7 その他関連事項

#### (1) 特記事項

- ・事業に参画する若者が主体的かつ積極的に活動できるような事業設計とするとともに、情報発信スキルの向上やノウハウの定着が可能な企画提案とすること
- ・SNSでの情報発信においては、閲覧者や視聴者に対して県事業に関する内容であることを明示するなど、いわゆるステルスマーケティングに当たることのないよう、透明性のある事業展開を行うこと。
- ・SNSで発信したテキスト、画像、映像については、公式SNS、県関係のイベント等で二次的に使用できるようにすること。なお、最終的な二次的使用の範囲については、委託事業者決定後、県と協議の上で決定する。

#### (2) 実施効果の測定・報告業務

##### ア KPI

- ・本業務のKPIは、SNSフォロワー数とするが、その他定性的、定量的に事業効果を図ることが可能な指標を設定することとし、その効果検証スキームや目標設定を行うこと
- ・本業務において広告出稿する場合はその広告経由も含めて、適切な目標KPIを提案することとし、最終的に県と協議の上で決定すること。
- ・目標KPIで示した各数値を達成した場合であっても、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

##### イ 効果測定及び報告

- ・事業の実施状況は随時検証し、目標KPIの達成状況をはじめ、情報の拡散度合いや投稿に対する反応の分析など、業務全体の効果検証を行うこと。
- ・効果検証や報告の方法について、企画提案書に分かりやすく記載すること。
- ・業務の実施途中であっても、県の求めに応じて詳細な分析結果等を報告すること。また、その分析結果を踏まえた改善が必要な場合は、愛媛県と協議の上で改善策を講じること。

#### (3) 著作権等

- ・本業務の実施のために使用された県が所有する資料等の著作権は県に帰属する。ただし、受託者が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、県はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は受託者に帰属する。
- ・本業務の実施にあたっては、第三者の知的財産権を侵害していないことを保

証すること。

- ・第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

#### **（４）留意事項**

- ・本業務の実施に当たっては、関係法令を順守し、進捗状況や成果等について綿密に情報共有するなど、愛媛県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- ・撮影に当たっては、事前に管理者等に撮影及び公開の許可を得ること。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ・本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記２「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・県は、必要に応じ、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。

#### **（５）その他**

- ・本業務に係る一切の経費（事務局運営経費、アドバイザー経費、効果測定経費、コンテンツ制作経費等）は、全て委託金額に含むこと。
- ・本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県が承諾した場合はこの限りでない。

### **８ 成果品**

#### **（１）提出物**

- ・実績報告書（A４判） 紙媒体２部及び電子データ一式

#### **（２）提出場所**

愛媛県企画振興部政策企画局広報広聴課

#### **（３）提出期限**

令和８年３月３１日

### **９ 総括責任者**

受託者は、本業務の実施にあたり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。また、企画提案時点で確約するものとし、原則として変更できない。

### **１０ 提出書類**

受託者は委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

#### **（１）契約締結時に速やかに提出するもの**

- ・事業計画書及び実施工程表
- ・その他県が業務の確認に必要と認める書類

#### **（２）業務完了後に速やかに提出するもの**

- ・完了届
- ・その他県が業務の確認に必要と認める書類

## 11 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議の上、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。